


夢のプレゼント

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)

〈指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2017)〉






🔍 特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

- 1 右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読取ってください。
QRコードがうまく読取れない場合は、
以下のURLからホームページにアクセスしてください。
https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent_b/
- 2 開いたページで、確認したい通貨の  をクリックしてください。
特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。



※QRコードは
株式会社デンソー
ウェブの
商標です。

ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご確認ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と
 **ご契約のしおり一約款**  **特別勘定のしおり** を必ずご確認ください。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、当金融機関でこの保険にお申込みいただけない場合があります。



引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

募集代理店

TP

©日本19-422,19/4/1,金融法人管理G)RES-PR21S

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
(契約概要 /)
(注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

■募集代理店

■引受保険会社



日本生命保険相互会社

ご家族や資産に対する こんな「思い」 ございませんか？

いずれ引継ぐお金だから
今のうちにわたして
役に立ててもらいたい

子や孫の
喜ぶ顔がみたい！

将来の
相続に備えて
準備がしたい



その想いを叶える方法として

生前贈与があります。

生前贈与を活用することで

1 資産を有効に 役立てられます。

余裕資金を若い世代に
移転することで、
資産をより有効に活用できる
可能性があります。



2 相続税の負担を軽減できます。

相続税が課税されることが予想される場合に、生前贈与をしておくことで
相続財産を減らし、相続税の負担を軽減できる可能性があります。

生前贈与を10年間行った場合の効果

前提条件	贈与しない場合	子ども2人に10年間 毎年110万円ずつ 贈与した場合	子ども2人に10年間 毎年300万円ずつ 贈与した場合
<相続開始> 2015年1月1日以降 <法定相続人> 子ども2人 <相続財産> 3億円	相続財産 3億円	贈与財産2,200万円 相続財産 2億7,800万円	贈与財産6,000万円 相続財産 2億4,000万円
<税額計算について> ・相続税額は、相続人2人が法定相続分どおりに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与がなく、税額控除の適用がないと仮定した場合のもので、他の取得にかかる税金は考慮していません。	相続税額 6,920万円 合計 6,920万円	贈与税額 0万円 相続税額 6,040万円 合計 6,040万円	贈与税額 380万円 相続税額 4,540万円 合計 4,920万円
		差額880万円	差額2,000万円

→ 相続税と贈与税の「負担率」については、P.35をご確認ください。

スマートな贈与のプランを、次ページでご紹介します！

夢のプレゼントで「スマート贈与」はじめませんか？

為替の動きが心配!?

夢のプレゼントは、**生前贈与に活用できる**外貨建の保険です。



でも外貨だと、**円での受取額は変動**してしまうかもしれないね。



大丈夫です!!

この保険には、為替が変動しても、**円での受取額を一定額にすることをめざす「調整するしくみ」**があるんですよ。



それなら安心だね。



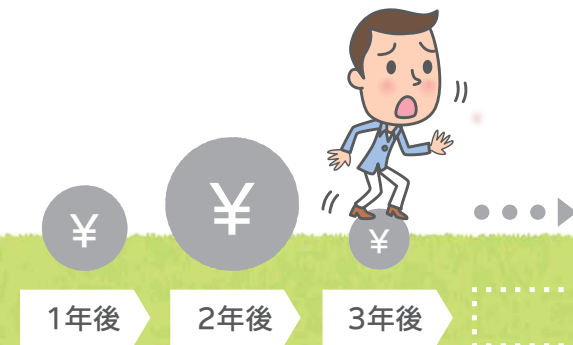
円で一定額を翌年から、大切な方に毎年「わたす」。

外貨の好金利+積極運用で、**価格変動に対応**。

円で一定額を、ご加入の1年後から毎年「わたす」ことをめざします。

※この保険は円で一定額を毎年わたすことを目指しますが、実際の受取額が設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

一般的な外貨運用商品のお受取りイメージ



「夢のプレゼント」のお受取りイメージ



生前贈与の手続きは面倒!?

通常の暦年贈与では、毎年、**贈与契約書を作成することが大切**です。



作成しておかないと**暦年贈与と認められない**場合があります。

それは面倒だね。



ご安心ください!!

そんなお悩みにぴったりの方法がありますよ。夢のプレゼントを活用した、名づけて**「スマート贈与」**!!



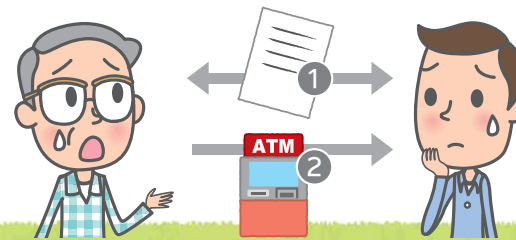
へえ、そんな便利な方法があるんだ。くわしく聞かせてもらえる?



スマート贈与で、生前贈与が簡単

贈与者ご自身が贈与契約書をつくることなく、贈与を受ける方に、日本生命が直接お支払い。贈与の手間が省けます。

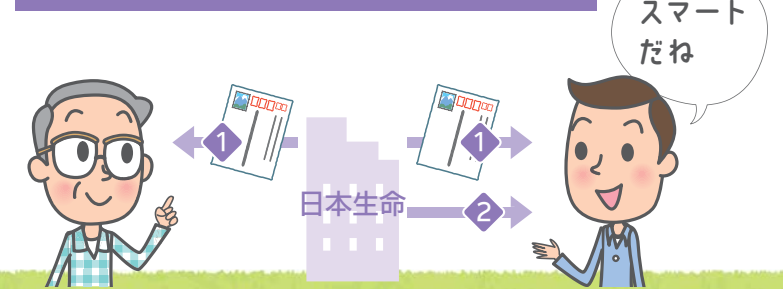
一般的な生前贈与の手続き



贈与のつど

- 1 贈与契約書を作成のうえ受贈者と契約を取交わし、
- 2 受贈者の金融機関口座へ振込みます。

「夢のプレゼント」を活用した生前贈与



贈与のつど、日本生命が

- 1 お支払いの通知を贈与者と受贈者に郵送し、
- 2 受贈者の金融機関口座へ振込みます。

ポイント

1

生存給付金は、**毎年、円で、一定額のお支払い**を目指します。

- 「円」で受取る目標額(円建目標生存給付金額)を設定いただけます。

→ 詳細は P.37 をご確認ください。

- 日本生命が、為替相場の価格変動に応じて、**受取額が毎年一定となるように調整**します。

→ 詳細は P.7-8 をご確認ください。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

ポイント

2

受取総額は**一時払 保険料と同額を 外貨(指定通貨)で最低保証**します。

- 外貨(指定通貨)での最低保証に加え、**円高時等の備えとして、運用実績連動部分**で運用を行います。

⚠ 生存給付金は円での支払となります。円で受取った生存給付金を外貨で換算した金額と死亡保険金額の合計は一時払保険料を下回る可能性があります。

ポイント

3

生前贈与が簡単

- 請求書類の提出は生前贈与の**1回目のみ**です。

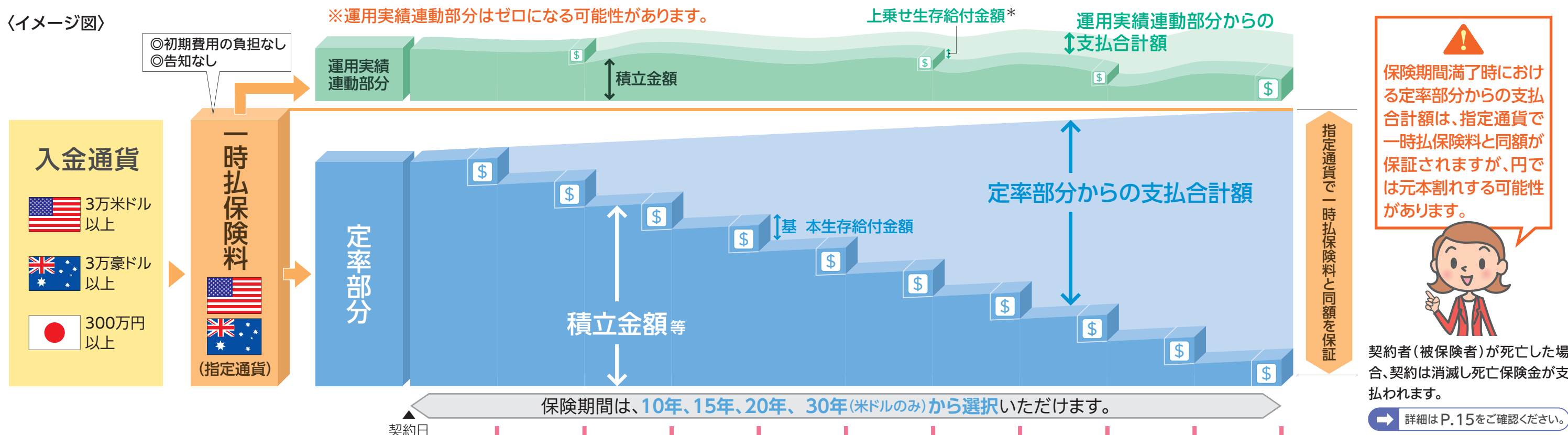
※生存給付金受取人等を変更する場合はあらかじめご提出いただきます。
※毎年の贈与契約書の作成は不要です。

- 日本生命が生存給付金受取人の口座にお振込みします。

→ 詳細は P.9-10 をご確認ください。

*目標額に上乗せするのではなく、目標額に対して基本生存給付金額を円換算した金額が不足する場合に充当する金額を指します。

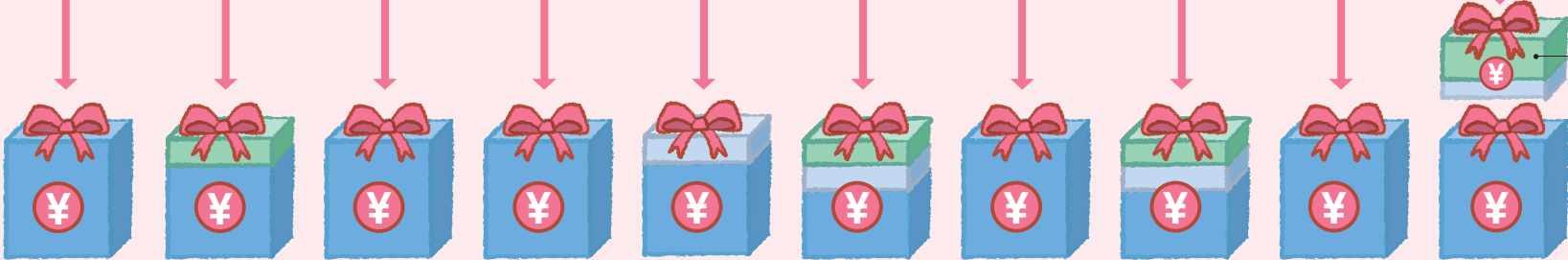
<イメージ図>



⚠ 保険期間満了時における定率部分からの支払合計額は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。



毎年、円で一定額を「わたす」ことが期待できます。



満時に目標額超過分がある場合には、超過分すべてを契約者にお支払いします。

※左のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

→ P.7-8 および P.11-12 のシミュレーションをあわせてご確認ください。

⚠ **ご注意** ●ご負担いただく費用があります。 ●為替・金利変動・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じる可能性があります。 → 詳細は P.25-28 をご確認ください。

円で一定額に調整するしくみは次ページ

用語のご説明

※「夢のプレゼント」では、一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額を定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)

商品パンフレット

契約概要

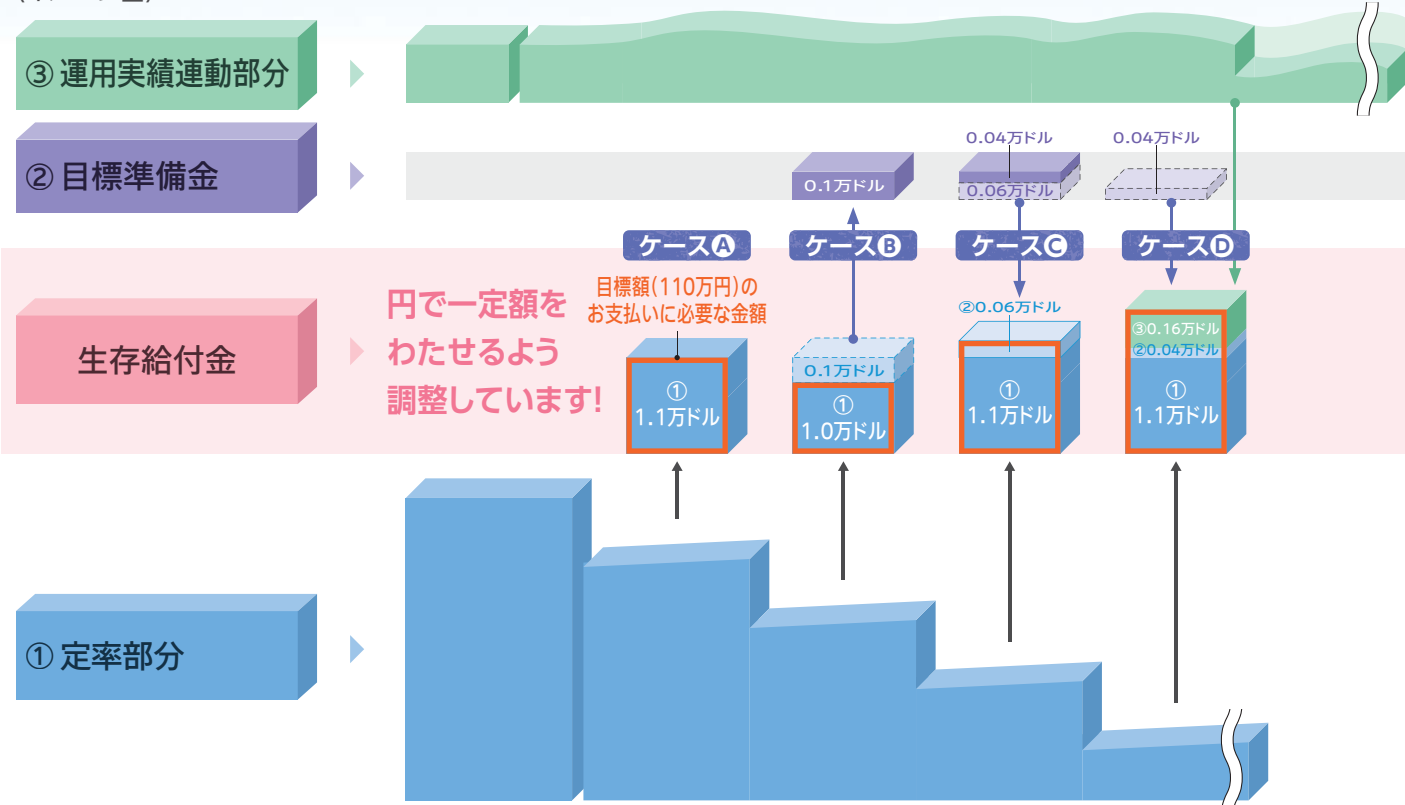
注意喚起情報

資料・早見表など

円で一定額を受取るしくみ

一時払保険料を保険期間で割った金額を「基本生存給付金額」として定率部分から毎年払出し、円受取の目標額に応じて以下の調整を行います。

〈イメージ図〉



調整するしくみ(イメージ)

円払込金額: 1,100万円 外貨換算した金額 = 11万ドル (1ドル = 100円で計算)
 保険期間 = 10年 目標額 = 110万円の場合

ケースA

毎年の基本生存給付金額が確定します。
 (11万ドル ÷ 10 = 1.1万ドル)

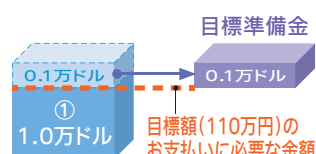
〈ご契約時〉
 1ドル = 100円



ケースB

目標額のお支払いに必要な基本生存給付金額を支払い、余った分を目標準備金として繰り越します。

〈支払時(円安)〉
 1ドル = 110円

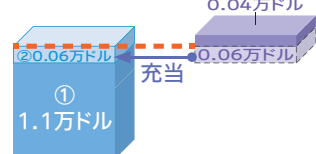


110万円の支払いに必要な1.0万ドルを支払い、余った0.1万ドルを将来の円高に備えて繰り越します

ケースC

基本生存給付金額では足りない分を、目標準備金から充当します。

〈支払時(円高)〉
 1ドル = 95円



110万円の支払いには1.16万ドルが必要となりますので、繰り越していた目標準備金から不足分の0.06万ドルを充当します

ケースD

充当しても目標額に未達の場合、運用実績連動部分の積立金から振替えます。

〈支払時(さらに円高)〉
 1ドル = 85円



さらに円高の場合、目標準備金を充当しても不足が生じますので、運用実績連動部分から0.16万ドルを振替えます

※目標準備金は積立利率とは異なる所定の利率で運用されます。この利率は金利水準等により変動します。

→ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.37をご確認ください。

- P.8 シミュレーションの前提条件
- 基本保険金額の配分比率: 例①② [定率部分: 10.4万米ドル / 運用実績連動部分: 0.6万米ドル]
 - 積立利率: 1.00%
 - 基本生存給付金額: 例①② 1.1万米ドル
 - 運用実績連動部分の運用成果: 例①は毎年+5%、例②は毎年-5%
 - 円入金特約を付加
 - 目標準備金の利息は省略
 - 被保険者は保険期間満了時まで生存 ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施



● ご負担いただく費用があります。
 ● 為替・金利変動・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じる可能性があります。

→ 詳細は P.25-28 をご確認ください。

当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

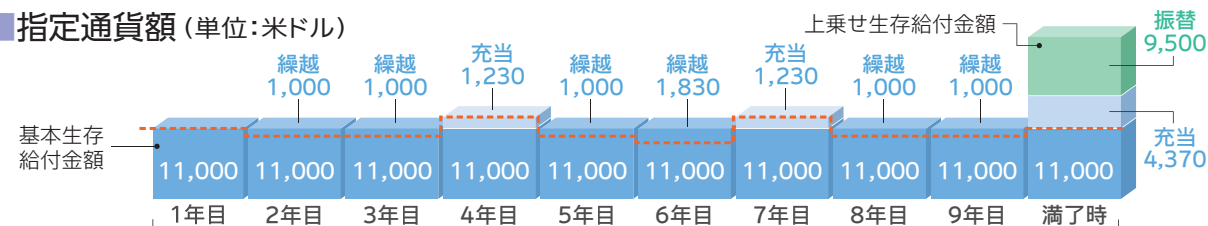
米ドルの場合 保険期間10年の例

贈与税の基礎控除(毎年110万円)を活用するため、円受取の目標額を110万円とするケース

例① 一時払保険料11万米ドル(円払込み1,100万円)

米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	110	90	110	120	90	110	110	100

■ 指定通貨額 (単位:米ドル)



■ 円での受取額 (単位:万円)

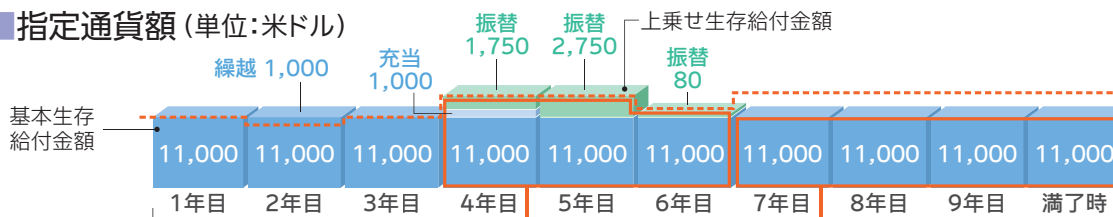


例② 一時払保険料11万米ドル(円払込み1,100万円)

円受取の目標額未達となる例

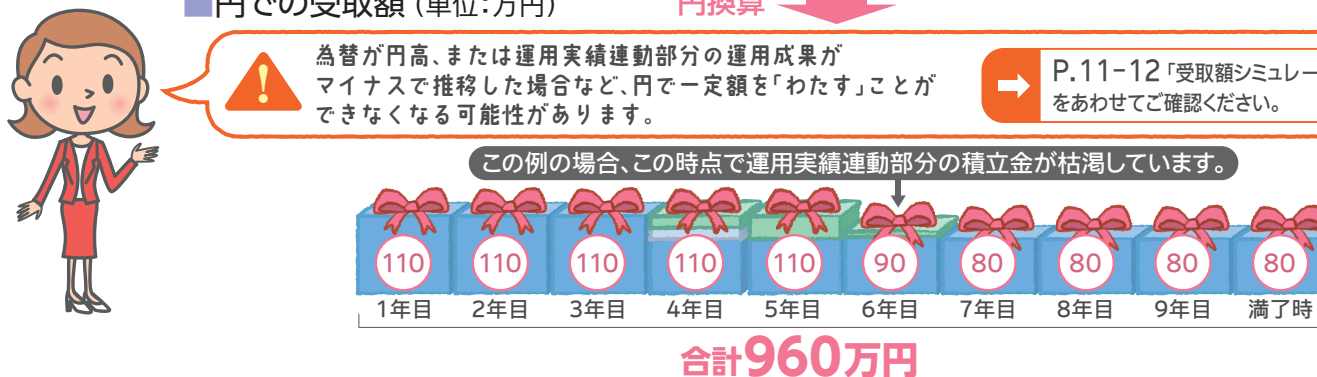
米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	100	80	80	90	80	80	80	80

■ 指定通貨額 (単位:米ドル)



円の目標額に満たない場合は、目標準備金と、運用実績連動部分より充当・振替。
 6年目以降は目標準備金、運用実績連動部分がなくなるため、円換算額が110万円を下回っています。

■ 円での受取額 (単位:万円)



「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1年目含む)の受取額が円で設定した目標額未達となる、または元本割れする可能性が高まります。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表など

生存給付金のお受取りについて

請求書類の提出を省略できます。

請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、生存給付金の受取人等を変更しない場合、必要書類を提出いただくなくても請求手続きがあったとみなし、生存給付金をお支払いします。

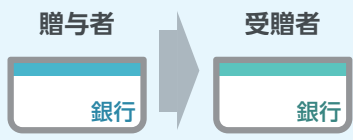
通常の暦年贈与(暦年課税の贈与)手続との比較

通常の暦年贈与の際に、一般的に行われること

贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約を取交わします。



金銭贈与の場合、毎回、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みます。



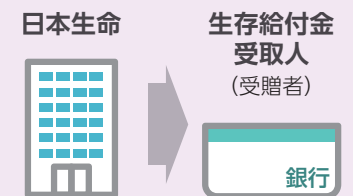
「夢のプレゼント」なら手続きが簡単

日本生命が発行する「お支払通知」が贈与の記録となりますので、贈与契約書の作成は不要です。

また、1回目の贈与時の請求手続により、2回目以降は、生存給付金受取人(受贈者)や贈与金額に変更がなければ、必要書類を提出いただくなくても請求手続きがあったとみなし、1回目と同様にお支払いします。

※毎回、日本生命から契約者(贈与者)に変更有無の確認を行います。変更がある場合は、所定の書類にて請求いただけます。

生存給付金受取人(受贈者)の口座へ、毎回、日本生命がお振込みします。



毎年の贈与契約書の作成は不要



毎年の受贈者への確認も不要



「夢のプレゼント」を活用した贈与は、以下の理由から定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。

- 生存給付金受取人は、契約応当日および保険期間満了時まで生存給付金を受取る権利を有していない。(契約者が生存給付金受取人を変更できる。)
- 契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われる。*
- * 死亡保険金受取人と生存給付金受取人に同一人を指定した場合でも、暦年贈与に該当します。

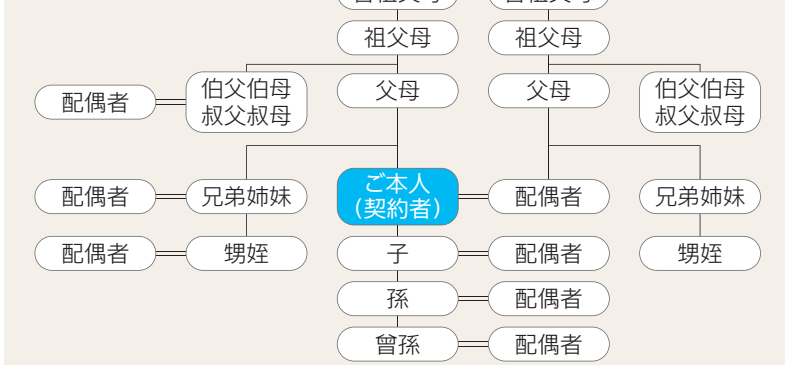
定期贈与とは

たとえば「2,200万円を20年間に分けて毎年110万円ずつ贈与する」といった約束をして贈与を行うことをいいます。定期贈与があったと認定されると、この例だと2,200万円の総額に対し課税され、贈与税が高額になります。

自在に「わたす」ことができます。

生存給付金受取人は、契約者の配偶者または3親等内の親族から1人指定いただけます。

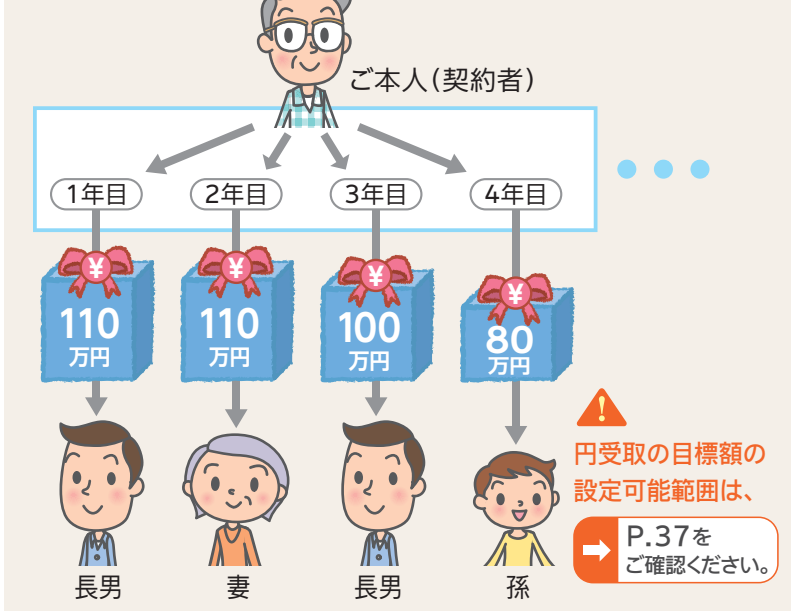
3親等内の親族



保険期間の途中で、生存給付金受取人や円受取の目標額を変更できます。

日本生命に請求いただければ、生存給付金受取人(受贈者)の変更、および円受取の目標額の変更が可能です。

変更の例



生存給付金の税制上のお取扱い

契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が別人の場合

贈与税の課税対象となります。

1月1日～12月31日までの間に生存給付金受取人が受取った贈与財産が基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) 毎年110万円

※ただし、満了時に契約者が受取った金額は所得税(雑所得)+住民税の課税対象となります。

➡ P.31-32 と P.34 「贈与税(暦年課税)の計算方法」をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

受取額シミュレーション

過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。



米ドル

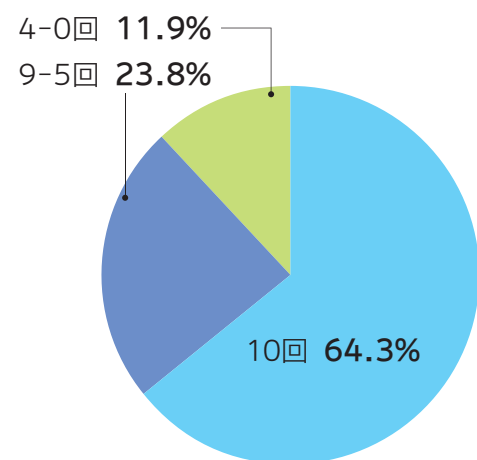
世界の基軸通貨と呼ばれており、圧倒的な流通量を誇っています。

- 1 保険期間10年: 1999年12月~2008年4月の各月末に運用開始したと仮定
- 2 保険期間15年: 1994年12月~2003年4月の各月末に運用開始したと仮定

米10年・1,100万円・目標額110万円

10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース数	割合	101ケース中68ケース 67.3%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)	割合	101ケース中65ケース 64.3%

目標額どおり受取れたケース ※1の条件



豪ドル

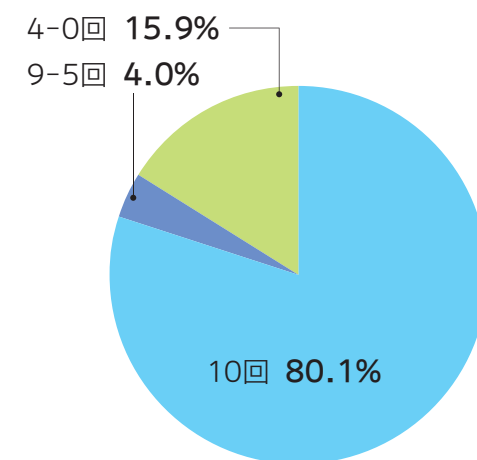
先進国の好金利通貨として近年資産運用の対象として注目を集めています。

- 1 保険期間10年: 1999年12月~2008年4月の各月末に運用開始したと仮定
- 2 保険期間15年: 1994年12月~2003年4月の各月末に運用開始したと仮定

豪10年・1,100万円・目標額110万円

10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース数	割合	101ケース中81ケース 80.1%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)	割合	101ケース中81ケース 80.1%

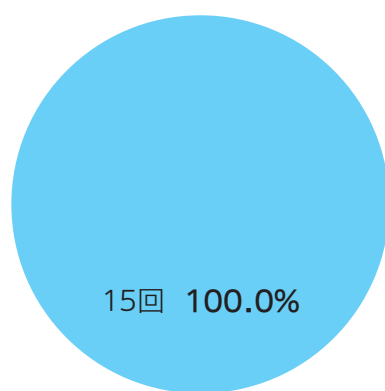
目標額どおり受取れたケース ※1の条件



米15年・1,650万円・目標額110万円

15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース数	割合	101ケース中101ケース 100.0%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)	割合	101ケース中101ケース 100.0%

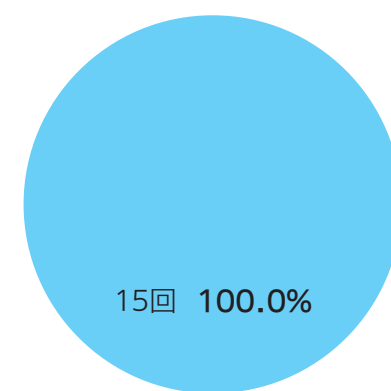
目標額どおり受取れたケース ※2の条件



豪15年・1,650万円・目標額110万円

15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース数	割合	101ケース中101ケース 100.0%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)	割合	101ケース中101ケース 100.0%

目標額どおり受取れたケース ※2の条件



前提条件

- ケース数: 1 2 101
- 積立利率: 1 1.62% 2 1.64%
- 運用実績連動部分への配分比率: 1 8.4% 2 12.0%
- 定率部分への配分比率: 1 91.6% 2 88.0%
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 各ポートフォリオの投資割合: 2018年4月時点(全ケース固定)

- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
 - 円入金特約を付加
 - 目標準備金の利息は省略
 - 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

前提条件

- ケース数: 1 2 101
- 積立利率: 1 1.30% 2 1.41%
- 運用実績連動部分への配分比率: 1 6.8% 2 10.4%
- 定率部分への配分比率: 1 93.2% 2 89.6%
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 各ポートフォリオの投資割合: 2018年4月時点(全ケース固定)

- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
 - 円入金特約を付加
 - 目標準備金の利息は省略
 - 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点

シミュレーションに使用した市場環境データは、P.34をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

ご注意 「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1年目含む)の受取額が円で設定した目標額未達となる、または元本割れする可能性が高まります。

運用実績連動部分のしくみ

～各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について～

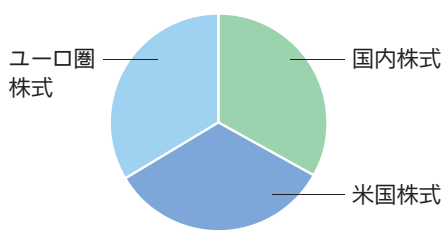
2つのポートフォリオへの配分を、 株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。

- 用語のご説明
- ポートフォリオ—安全性や収益性を考えた、分散投資の組合せのことです。
 - ボラティリティ—資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。
 - レバレッジ取引—レバレッジとは槌子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。

株式市場が好調なときには 株式ポートフォリオ で運用

- 国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**45%**程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- 各資産への投資割合は固定となります。

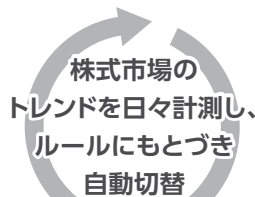
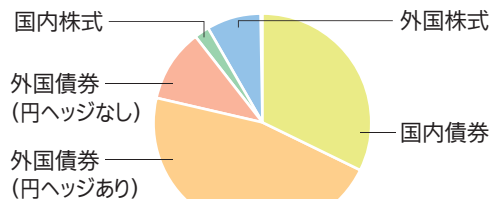
投資割合イメージ



株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオ で運用

- リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**20%**程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- 各資産への投資割合は原則月1回見直します。
- 安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映

投資割合イメージ



配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、過去約1年の移動平均および過去約6カ月の移動平均とを比較して配分します。

どんなときにポートフォリオを切替えるか、
はっきりしているから安心だよ

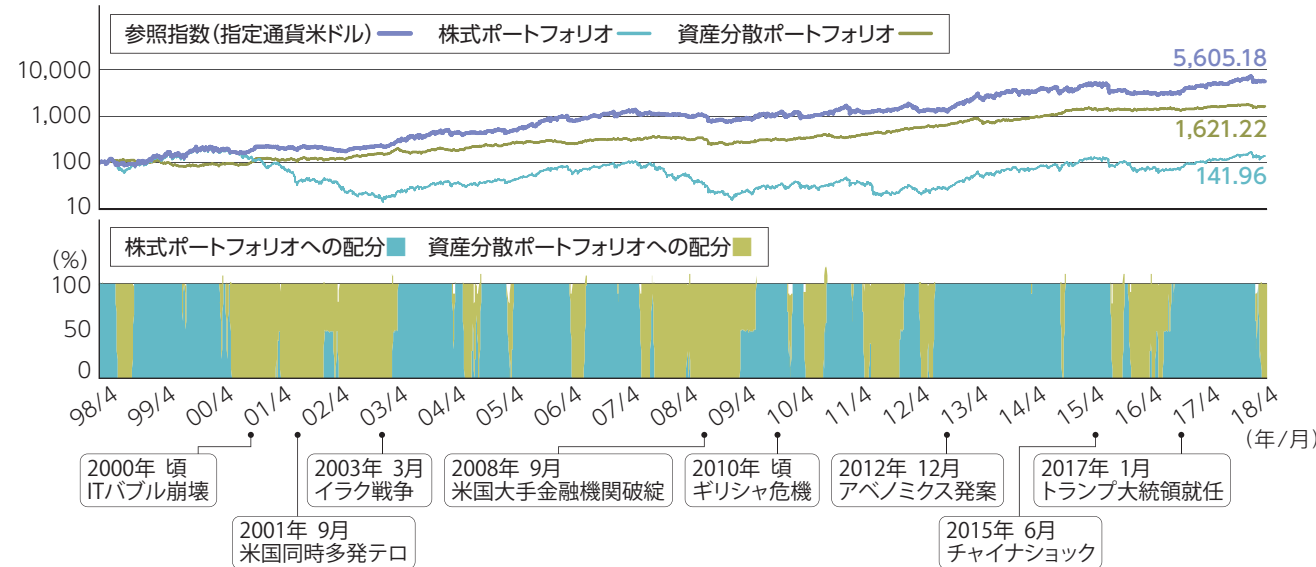
強い上昇トレンド	上昇トレンド	下降トレンド
株式市場の「直近約1週間の水準」が		
「過去約1年の移動平均」および「過去約6カ月の移動平均」の両方を上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」を下回っている場合
直近約1週間の水準	過去約1年の移動平均	過去約6カ月の移動平均
配分指示	配分指示	
株式ポートフォリオ 100%	株式ポートフォリオ 50% 資産分散ポートフォリオ 50%	資産分散ポートフォリオ 100%

*同水準である場合を含みます。 ※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

1998年4月末を100として2018年4月末まで運用したと仮定

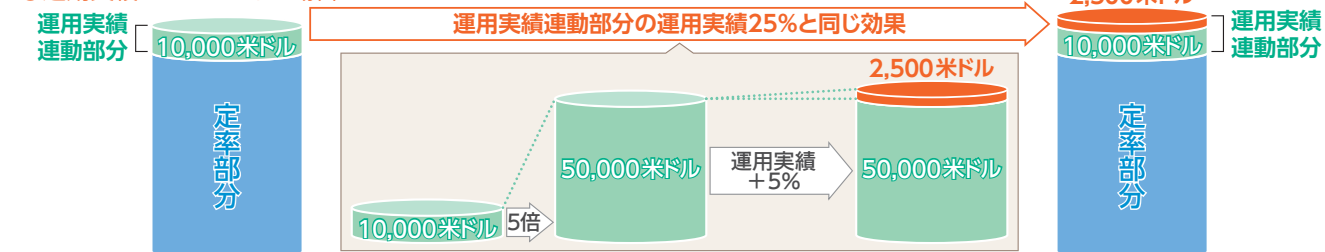
- 「過去の各ポートフォリオの推移」と「左記の配分切替ルールにもとづく配分割合の推移」を示しています。(レバレッジ取引を利用)
- 参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- 運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。



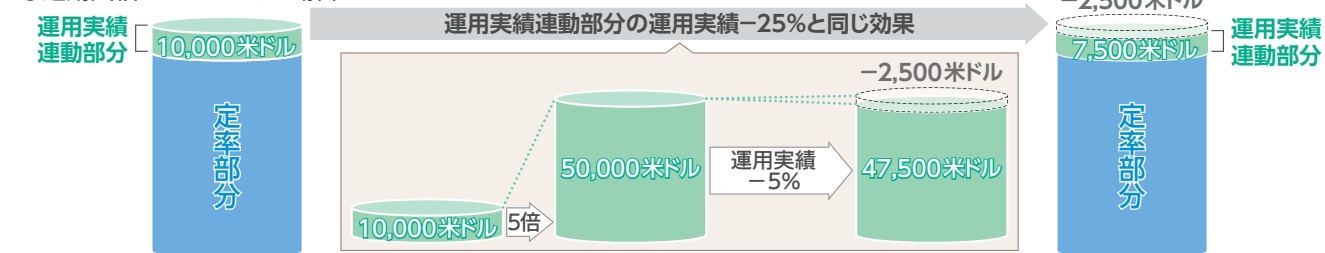
※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。
※本データは過去の参照指数を用いたシミュレーションであり、実際の運用効果を表したものではありません。

レバレッジ取引のイメージ 指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ

- 運用実績が+5%となる場合



- 運用実績が-5%となる場合



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額がゼロになる可能性があります。なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。

注意 運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。 → 詳細は P.26、特別勘定のしおりをご確認ください。

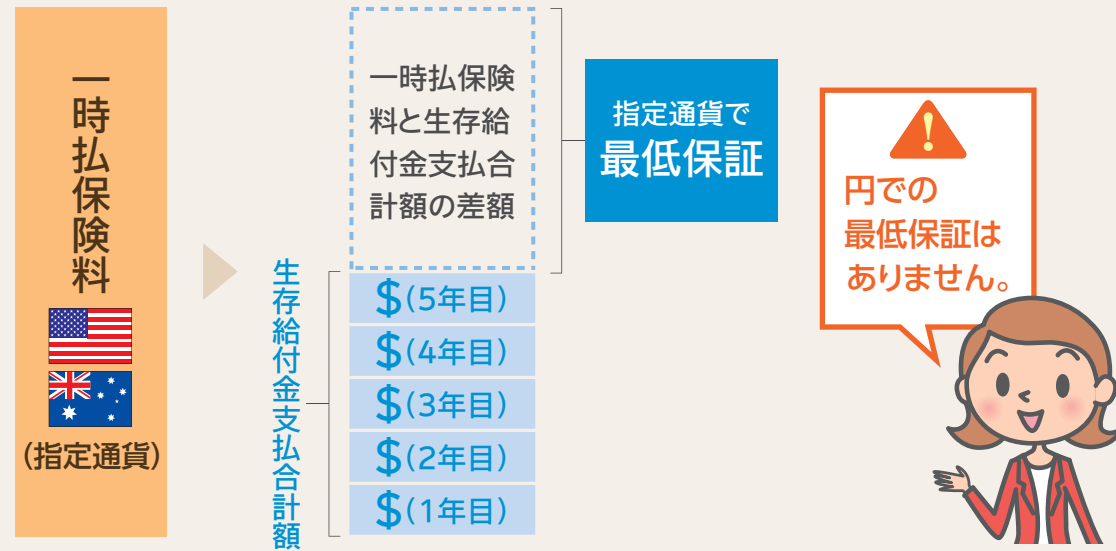
死亡保険金について

死亡保険金には指定通貨で最低保証があります。
 すでに受取った生存給付金の合計額に
 死亡保険金を加えた金額が、
 指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

契約者(被保険者)の死亡時には、
 積立金額または解約払戻金額のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。
 ただし、死亡時点の積立金額または解約払戻金額が、すでに受取った生存給付金と合算して
 一時払保険料を下回る場合は、以下の「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」が
 死亡保険金として最低保証されます。

「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」の計算方法

例 5回目と6回目の契約応当日の間に被保険者が死亡した場合



契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、
 特にご確認いただきたい事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。**
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については **ご契約のしおり—約款** をご確認ください。

また、運用実績連動部分の詳細については **特別勘定のしおり** を
 ご確認ください。

	記載 ページ
1 保険のしくみ	…… P.17
2 保障内容	…… P.18
3 積立利率	…… P.19
4 解約払戻金	…… P.19
5 付加できる特約	…… P.20
6 引受条件 (2019年4月現在)	…… P.21
7 運用実績連動部分の概要	…… P.22
8 投資リスク	…… P.23
9 お客さまにご負担いただく諸費用等	…… P.23

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、被保険者が契約応当日または保険期間満了時に生存しているときに**生存給付金をお支払いする指定通貨建の変額保険**です。

指定通貨と保険期間を選択

指定通貨は米ドル・豪ドルのいずれかを選択いただきます。保険期間は10年・15年・20年・30年(30年は米ドルのみ)から選択いただきます。ご契約後に指定通貨および保険期間を変更することはできません。

一時払保険料を払込み

お申込みいただいた一時払保険料と同額が基本保険金額となります。日本生命が一時払保険料を受取った日(着金日)が責任開始の日となり、その日の積立利率が適用されます。なお、積立利率は指定通貨と保険期間によって異なります。

定率部分と運用実績連動部分に分けて運用

積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、その運用実績を反映します。

指定通貨建で生存給付金額と死亡保険金額の合計を最低保証

保険期間満了時まで被保険者が生存された場合、生存給付金支払合計額*は指定通貨建で一時払保険料を下回ることはありません。

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、そのときの積立金額等にもとづき計算される死亡保険金額をお支払いします。生存給付金支払合計額と死亡保険金額の合計は指定通貨建で一時払保険料を下回ることはありません。

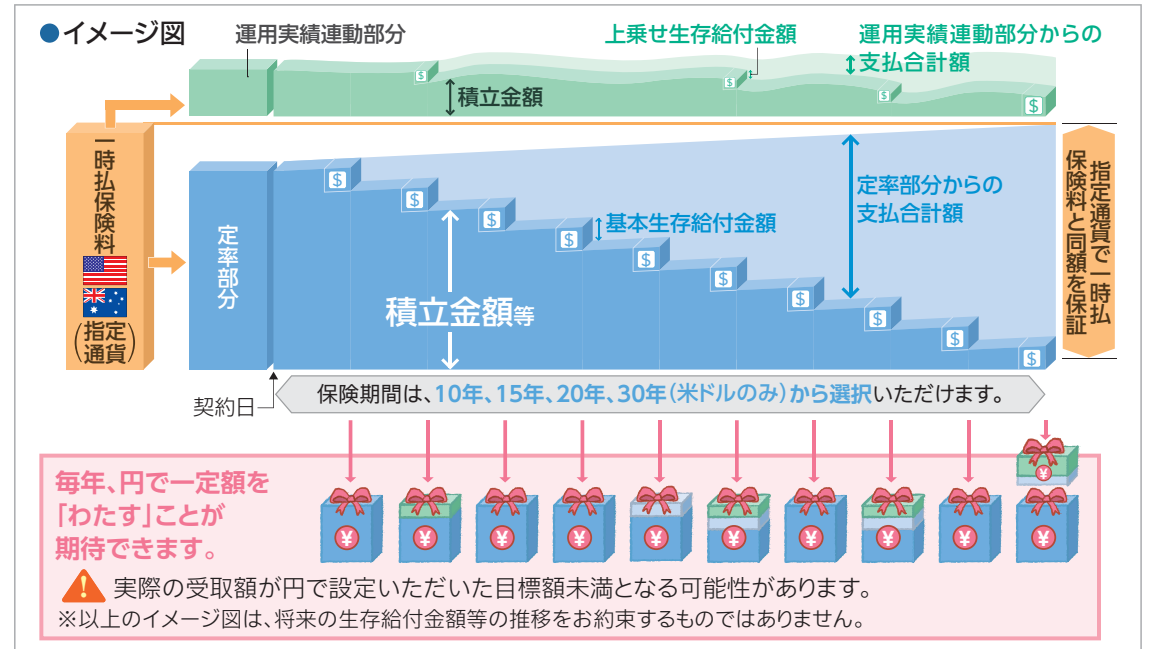
*生存給付金支払合計額は、毎年円で支払われた生存給付金額を日本生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額の合計となります。保険期間満了時に目標額超過分を契約者に支払うときは、その金額を指定通貨に換算した金額と生存給付金支払合計額の合計が指定通貨建で一時払保険料を下回ることはありません。

生存給付金は円での支払となります。円で受取った生存給付金を外貨で換算した金額と死亡保険金額の合計は一時払保険料を下回る可能性があります。

生存給付金の受取り方

- 運用実績連動部分からの「振替」や目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、**生存給付金額が円建目標生存給付金額(円受取の目標額)**となるように調整してお支払いします。生存給付金の支払通貨は円のみです。
- ご契約時にご指定いただける生存給付金受取人は契約者の配偶者または3親等内の親族となります。
※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。

→ 次ページへ続く



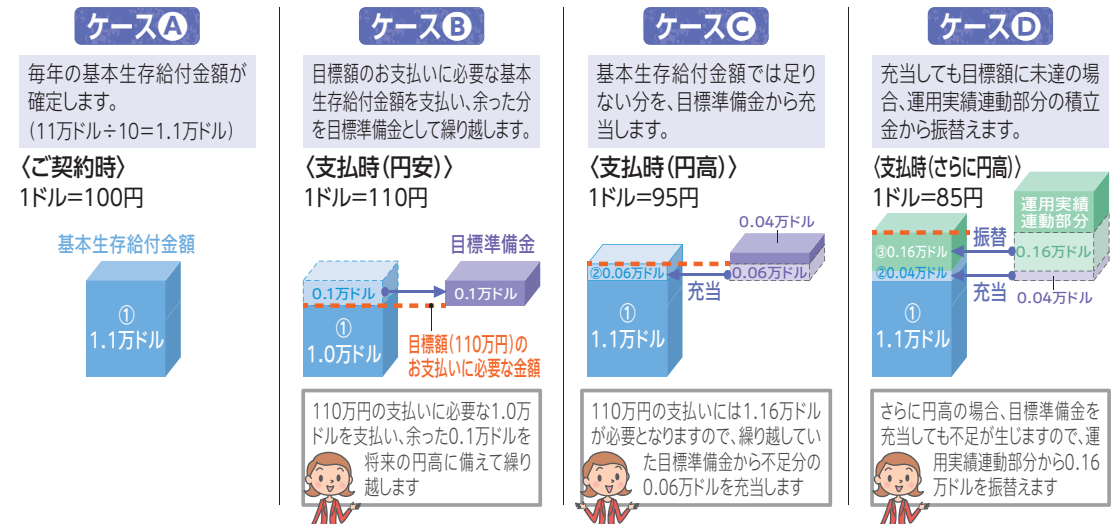
<生存給付金についてご注意いただきたい事項>

為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合など、毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

●円で一定額となるように調整するしくみ(イメージ)

一時払保険料を保険期間で割った金額を「基本生存給付金額」として定率部分から毎年払出し、円受取の目標額に応じて以下の調整を行います。

調整するしくみ(イメージ) 円払込金額:1,100万円 外貨換算した金額=11万ドル(1ドル=100円で計算) 保険期間=10年 目標額=110万円の場合



※目標準備金は積立利率とは異なる所定の利率で運用されます。この利率は金利水準等により変動します。

2 保障内容

生存給付金

保険期間中の契約応当日

保険期間中の契約応当日に被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。

保険期間満了時

保険期間満了時に被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。

→ 次ページへ続く

死亡
保険金

保険期間中に被保険者が死亡したときは、死亡した日における以下のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

- ①一時払保険料－生存給付金支払合計額
- ②積立金額＋目標準備金額
- ③解約払戻金額＋目標準備金額

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.30をご確認ください。

3 積立利率

積立利率

積立利率は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。

責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率＝指標金利の所定の期間における平均値＋所定の率－保険契約関係費率

※通貨および保険期間ごとに毎月2回（1日と16日）設定

4 解約払戻金

解約
払戻金

保険期間中、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。

解約払戻金は、解約時点の積立金額をもとにお支払いするものですが、その時点の市場金利の影響を受けて増減します。また、解約控除額が差引かれて支払われます。

解約時の払戻金額は次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{定率部分の積立金額} \times \left(1 - \text{市場金利調整率}^{\text{①}}\right) + \text{運用実績連動部分の積立金額} - \text{解約控除額}^{\text{②}}$$

①市場金利調整率は以下のように計算されます。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{この保険契約に適用される積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} + 0.5\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}^*}{24}}$$

*解約払戻金計算基準日から起算して、保険期間満了の日までの月数（端数日は切上げ）。

なお、「定率部分の積立金額×（1－市場金利調整率）」の算式によって計算される金額は、「一時払保険料－基本生存給付金額×生存給付金の支払事由が発生した回数」を上回ることはありません。

②解約控除額は次の算式により計算されます。

一時払保険料×解約控除率（下表参照）

保険期間10年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

解約
控除率

保険期間15年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.7%	3.5%	3.2%	2.9%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.7%	2.4%	2.1%	1.9%	1.6%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
1.3%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%

保険期間20年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.8%	3.6%	3.4%	3.2%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%
15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%

保険期間30年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.9%	3.7%	3.6%	3.5%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.3%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
2.7%	2.5%	2.4%	2.3%	2.1%
15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
2.0%	1.9%	1.7%	1.6%	1.5%
20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満
1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%
25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満	29年以上 30年未満
0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%

※解約払戻金は為替レート、市場金利、特別勘定の運用実績により増減します。詳しくはP.25-26をご確認ください。

解約
控除率
(つづき)

5 付加できる特約

円入金
特約

一時払保険料を円で入金できる特約です。円でお申込みいただいた金額を日本生命が指定通貨に換算し、その額が指定通貨建の一時払保険料となります。

外貨入金
特約

一時払保険料をご指定いただいた指定通貨以外の外貨（払込通貨*1）で入金できる特約です。払込通貨でお申込みいただいた金額を日本生命が指定通貨に換算し、その額が指定通貨建の一時払保険料となります。

*1 米ドル・豪ドルのうち指定通貨と異なる外貨となります。

▶ 次ページへ続く

▶ 次ページへ続く

円支払
特約

死亡保険金または解約払戻金等を円でお支払いする特約です。日本生命が指定通貨建の死亡保険金額または解約払戻金額等を円に換算し、お支払いします。

円建目標
生存
給付金額
指定特約

ご契約時に必ず付加いただく特約で、生存給付金について円建目標生存給付金額を定めることができます。円建目標生存給付金額は変更することができます。なお、この特約のみの解約はお取り扱いできません。

なお、これらの特約で使用される為替レート適用日は以下のとおりです。

特約名称	為替レート適用日*2
円入金特約	日本生命が円払込金額を受領した日
外貨入金特約	日本生命が払込通貨での払込金額を受領した日
円支払特約	必要書類を日本生命が受付けた日 死亡保険金: 死亡保険金の請求に関する必要書類を日本生命が受付けた日 解約払戻金: 解約に関する必要書類がニッセイダイレクト事務センターに到達した日
円建目標生存給付金額指定特約	保険期間中の契約応当日 契約応当日の前日 保険期間満了時 保険期間満了の日

*2 適用日に為替レートが公表されない場合は、以下の日が適用日となります。

円建目標生存給付金額指定特約以外: 次の公表される日

円建目標生存給付金額指定特約: 同日前の最も近い公表される日

為替
レート
適用日引受条件
(つづき)

指定代理請求人	契約者は、あらかじめ指定代理請求人を指定できます。
代理請求できる場合	被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合で、生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると日本生命が認めるとき、代理請求できます。
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 (1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、各種請求時においても、この範囲内であることを要します。
円建目標生存給付金額の指定範囲	円入金特約付加の場合: 円払込金額 ÷ 保険期間(年) × 20~130% 円入金特約未付加の場合: 基本生存給付金額 × 着金日*5*6の為替レート × 20~130%*7
円建目標生存給付金額の変更	随時取扱います。

*1 指定通貨と入金通貨が異なる場合は入金通貨での判定となります。

*2 基本保険金額を円に換算した金額です。円換算に際しては、契約日が属する年度における日本生命所定の通算為替レートを用います。なお、ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険のご契約がある場合には、それらの基本保険金額(外貨建の場合は基本保険金額を円換算した金額)を合算して、7億円を超える契約はできません。

*3 契約者の契約日における満年齢

*4 ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。

*5 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)となります。

*6 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

*7 お申込み時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

6 引受条件 (2019年4月現在)

引受条件

一時払保険料 (基本保険金額)	最低*1	米ドルで入金	3万米ドル (1米ドル単位)
		豪ドルで入金	3万豪ドル (1豪ドル単位)
	円で入金	300万円 (10万円単位)	
	最高	7億円相当額*2	
	増額および減額	取扱いなし	
保険料払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)		
保険期間と年齢範囲*3	10年	15~85歳	
	15年	15~80歳	
	20年		
	30年(米ドルのみ)	15~75歳	
被保険者	契約者本人		
生存給付金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族から1人*4		
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族		
配当金	なし		

7 運用実績連動部分の概要

主たる
投資対象

運用実績連動部分は、指定通貨ごとの特別勘定で管理され、それぞれの主たる投資対象は以下の投資信託です。

特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外の資産については原価法で評価します。

指定通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定の名称	バランス(DA)II型NI-US	バランス(DA)II型NI-AU
主な投資対象となる投資信託の名称	株式・バランスDA戦略ファンド(米ドル)VA (適格機関投資家限定)	株式・バランスDA戦略ファンド(豪ドル)VA (適格機関投資家限定)

→ 次ページへ続く

→ 次ページへ続く

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は **ご契約のしおり一約款** を、運用実績連動部分の運用方針等については **特別勘定のしおり** もご確認ください。

記載
ページ

引受保険会社の名称および住所	…… P.25
苦情・相談のお問合せ先	…… P.25
① この保険に関するリスクのご説明	…… P.25
② お客さまにご負担いただく諸費用等	…… P.26
③ 責任開始の日と契約日 および特別勘定への繰入日	…… P.29
④ 生存給付金・死亡保険金等のご請求	…… P.29
⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合	…… P.30
⑥ 解約払戻金	…… P.30
⑦ 特別勘定	…… P.30
⑧ 税金の取扱い (2019年2月現在)	…… P.31
⑨ 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合	…… P.32
⑩ クーリング・オフ制度	…… P.33
⑪ 生命保険会社が経営破綻した場合等	…… P.33

主たる 投資対象 (つづき)

運用方針	株式ポートフォリオと資産分散ポートフォリオの2つから構成され、株式市場のトレンドに応じてそれぞれのポートフォリオを自動で切替えます。株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。
信託報酬率	年率0.20%(税抜)
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は次のとおりです。

		名称	株式 ポートフォリオ	資産分散 ポートフォリオ
国内株式		日本株式先物	○	○
外国株式		米国株式先物	○	○
		ユーロ圏株式先物	○	○
		香港株式先物	—	○
国内債券		日本10年国債先物	—	○
外国債券	円ヘッジあり	米国10年国債先物(円ヘッジあり)	—	○
		ドイツ10年国債先物(円ヘッジあり)	—	○
		英国10年国債先物(円ヘッジあり)	—	○
		豪州10年国債先物(円ヘッジあり)	—	○
	円ヘッジなし	米国10年国債先物(円ヘッジなし)	—	○
		ドイツ10年国債先物(円ヘッジなし)	—	○
		英国10年国債先物(円ヘッジなし)	—	○
		豪州10年国債先物(円ヘッジなし)	—	○

※その他運用実績連動部分の詳細につきましては、**特別勘定のしおり** をご確認ください。

8 投資リスク

**投資
リスク** この保険は、投資リスクがあります。
P.25-26をご確認ください。

9 お客さまにご負担いただく 諸費用等

諸費用等 この保険は、お客さまにご負担いただく費用があります。
P.26-28をご確認ください。

引受保険会社の名称および住所

引受
保険会社

日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋 3-5-12

<https://www.nissay.co.jp>

苦情・相談のお問合せ先

日本生命
の相談
窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

指定紛争
解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

※お問合せ先については、一般社団法人生命保険協会のホームページでご確認いただくか、ニッセイダイレクト事務センターまでご照会ください。

1 この保険に関する リスクのご説明

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

1
為替
リスク

為替レートの変動により、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで円に換算した金額の合計が、払込金額を契約時の為替レートで円に換算した金額を下回ることや、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで円に換算した金額が、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を契約時の為替レートで円に換算した金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

※指定通貨と入金通貨が異なる場合、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで入金通貨に換算した金額の合計が払込金額を下回り、損失が生じる可能性があります。

→ 次ページへ続く

2
金利変動
のリスク

この保険では解約払戻金額の計算に際して、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用し、金利変動による運用資産の価格変動を反映します。具体的には市場金利が上昇するほど、解約払戻金は減少します。市場金利調整により解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

※積立利率は保険期間中、固定されます。

ご契約後に市場金利が上昇した場合、ご契約の積立利率が相対的に低くなる場合があります。その際、より高い市場金利を求めて解約した場合、市場金利調整により解約払戻金が減少する可能性があります。

3
特別勘定
資産の
価格変動
のリスク

運用実績連動部分は特別勘定で運用され、運用実績により生存給付金額・死亡保険金額・解約払戻金額等が増減します。国内外の株式、債券等を実質的な投資対象とするため、株価の下落や、金利上昇による債券価格の下落、為替の変動等により、特別勘定資産が減少することがあります。特別勘定資産の減少により、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。また、特別勘定資産が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。なお、レバレッジ取引により特別勘定資産がゼロになる可能性があります。(マイナスになることはありません。)

特別勘定資産の価格変動や為替レートの変動等により特別勘定資産がゼロになった場合は、円建目標生存給付金額でお支払いできない場合があります。具体的な数値例は商品パンフレットP.7-8、P.11-12をご確認ください。

1～3のリスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

例1

円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。

例2

景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 お客さまに ご負担いただく諸費用等

ご契約に際して、すべてのお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用は2019年4月現在の内容であり、将来変更されることがあります。

1
定率部分
にかかる
費用

ご契約の締結・維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を指定通貨建で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

→ 次ページへ続く

2 運用実績連動部分にかかる費用

項目	費用	
保険契約関係費 (ご契約の締結・維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するための費用)	特別勘定資産の総額に対して年率2.30%	
資産運用関係費	投資対象となる投資信託の信託報酬	投資信託の純資産総額に対して年率0.20%(税抜)
	金融派生商品の取引にかかわる費用	参照指数の助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用
	監査費用	参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等
	信託事務の諸費用	運用状況により変動し、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。
	投資信託の純資産総額に対して年率0.010%以内	
	費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。	

そのほか、特定のお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

保険期間10年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

保険期間15年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.7%	3.5%	3.2%	2.9%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2.7%	2.4%	2.1%	1.9%	1.6%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
1.3%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%

保険期間20年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.8%	3.6%	3.4%	3.2%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%
15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%

3 解約をした場合の費用

3 解約をした場合の費用(つづき)

保険期間30年

0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
4.0%	3.9%	3.7%	3.6%	3.5%
5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.3%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%
10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
2.7%	2.5%	2.4%	2.3%	2.1%
15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
2.0%	1.9%	1.7%	1.6%	1.5%
20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満
1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%
25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満	29年以上 30年未満
0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%

以下の場合には為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値となります。

4 通貨の換算に関する費用

項目	為替レート
円入金特約を付加して保険料を払込む場合	TTM+50銭
外貨入金特約を付加して指定通貨と異なる外貨で保険料を払込む場合	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
生存給付金を受取る場合	TTM-50銭
円支払特約を付加して死亡保険金、解約払戻金等を受取る場合	

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

3 責任開始の日と契約日 および特別勘定への繰入日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。
募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。
なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

契約日

契約日は次のいずれか遅い日の翌日となります。
なお、次のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日となります。

- 1 一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した日
- 2 日本生命がご契約のお申込みを承諾した日
- 3 契約の申込日から、その日を含めて8日目

特別勘定への繰入日

契約日に一時払保険料のうち、運用実績連動部分の基本保険金額に相当する金額を特別勘定に繰入れます。

4 生存給付金・死亡保険金等のご請求

ご請求

死亡保険金等のお支払事由に該当した際はすみやかに以下問合せ窓口までご連絡ください。
日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
被保険者と生存給付金受取人が同一人の場合、生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると日本生命が認めるときは、指定代理請求人による生存給付金の代理請求ができます。指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
その他、生存給付金受取人や死亡保険金受取人の変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに以下問合せ窓口までご連絡ください。
また、生存給付金のお支払い後、契約応当日より前に被保険者が死亡していたことが判明した場合、死亡保険金額からその支払われた生存給付金額を差し引いてお支払いすることがあります。

問合せ窓口

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)

5 死亡保険金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

当商品のお支払事由や生存給付金・死亡保険金等をお支払いできない場合の詳細については、[ご契約のしおり一約款](#)をご確認ください。

6 解約払戻金

解約払戻金

この保険の解約払戻金額は、市場金利調整を適用して計算される部分と、特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する部分の合計額から、解約控除額を差し引いた金額となります。したがって、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計は一時払保険料を下回り、元本割れすることがあります。
解約払戻金の算出方法については、P.19-20をご確認ください。

7 特別勘定

特別勘定

関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認められた場合あるいは投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
特別勘定に関するその他詳細については [特別勘定のしおり](#) をご確認ください。

8 税金の取扱い (2019年2月現在)

以下の内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。

また、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等にかかる税金につきましては、

実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。

※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)

ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

※一時払契約は12月末までのお払込みでも契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。

生存給付金の受取りに際してかかる税金は契約者・生存給付金受取人の関係によって異なります。

税の種類
贈与税*1*2 ※ただし、満了時に契約者が受取った金額には所得税(雑所得)+住民税

*1 ご契約後に契約者と受取人を同一に変更した場合は、「所得税(雑所得)+住民税」となります。

*2 以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

- 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。(この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
- 「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前3年以内に受取った生存給付金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母*3
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額-110万円)×税率-控除額	[受贈財産の合計価額(累計)-2,500万円]×税率20%

*3 2021年12月31日までの住宅取得等資金の場合は贈与者の年齢制限なし。

➡ P.34 「贈与税(暦年課税)の計算方法」をあわせてご確認ください。

解約払戻金の受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税(所得税15.315%+住民税5%)	所得税(一時所得)+住民税

死亡保険金の受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

税の種類
相続税



ご注意

相続人でない孫が生存給付金を受取り、他者が死亡保険金を受取った場合は、孫が相続開始前3年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金と死亡保険金を受取った場合、相続開始前3年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため相続税の非課税の取扱いを受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

➡ 次ページへ続く

税法上の取扱い

この保険の指定通貨建の保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱いは円建の生命保険契約と同じです。次の基準により指定通貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*4	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)*5
生存給付金	生存給付金は円で支払われるため、円で受取った金額が基準となります。	
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場(TTB)

*4 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

*5 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨を最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算した金額となり、円入金特約を付加した場合は、円により払込まれた金額となります。また、円支払特約を付加した場合は、生存給付金を円で受取った金額となります。

9 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申し込みをする場合

新たな保険契約

解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。

解約・減額したご契約をもとに戻すことはできません。

解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。

現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。

詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料(円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者のお名前(自署)

郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

11 生命保険会社が 経営破綻した場合等

生命保険 契約者 保護機構

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

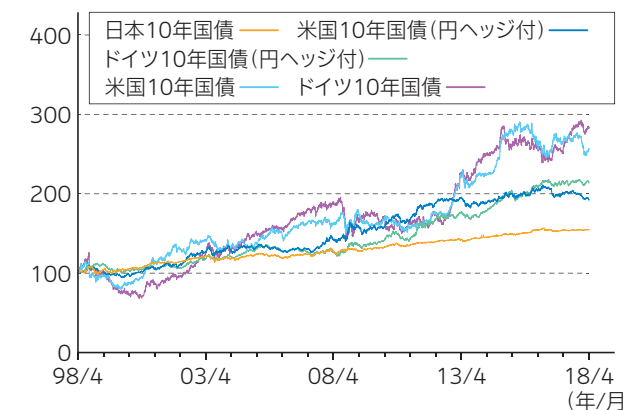
資料

P.11-12「受取額シミュレーション」で使用した 市場環境データ

株式ポートフォリオの各資産のパフォーマンス
(日本円)



資産分散ポートフォリオの代表的な資産のパフォーマンス
(日本円)



10年国債利回りの推移



※日本国債についてはシミュレーションで使用していませんが、参考として掲載しています。
※各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成。

為替レートの推移



※日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成。

贈与税(暦年課税)の計算方法

※贈与税の速算表を使って計算する場合

$$\text{贈与税額} = \left(\text{1年間の受贈財産の合計価額} - \text{基礎控除110万円} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格		20歳以上の者が直系尊属*から贈与を受けた場合		左記以外の場合	
基礎控除後の課税価格	税率	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	15%	15%	10万円	20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	55%	640万円	55%	400万円

*直系尊属とは、父母や祖父母、曾祖父母など、直接血がつながった上の世代のこと。
※税務に関する内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

相続税の負担率*1【相続税額 ÷ 相続財産 × 100】 (税額の単位:万円/万円未満を四捨五入)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前) 単位:万円	配偶者がいる場合						配偶者がいない場合					
	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率
5,000	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%
6,000	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%
7,000	160	2.3%	113	1.6%	80	1.1%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.1%
8,000	235	2.9%	175	2.2%	138	1.7%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.1%
9,000	310	3.4%	240	2.7%	200	2.2%	920	10.2%	620	6.9%	480	5.3%
10,000	385	3.9%	315	3.2%	263	2.6%	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%
15,000	920	6.1%	748	5.0%	665	4.4%	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%
20,000	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%
25,000	2,460	9.8%	1,985	7.9%	1,800	7.2%	6,930	27.7%	4,920	19.7%	3,960	15.8%
30,000	3,460	11.5%	2,860	9.5%	2,540	8.5%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%
40,000	5,460	13.7%	4,610	11.5%	4,155	10.4%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%
60,000	9,855	16.4%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%
80,000	14,750	18.4%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	34,820	43.5%	29,500	36.9%	25,740	32.2%
100,000	19,750	19.8%	17,810	17.8%	16,635	16.6%	45,820	45.8%	39,500	39.5%	35,000	35.0%
200,000	46,645	23.3%	43,440	21.7%	41,183	20.6%	100,820	50.4%	93,290	46.6%	85,760	42.9%

*1 法定相続人が法定相続分を相続し、配偶者の税額軽減を適用した場合の相続税額を相続財産(課税価格・基礎控除前)で割った率(小数点第2位を四捨五入)。子どもはすべて成人とし、孫との養子縁組はないものとします。

贈与税の負担率*2【贈与税額 ÷ 贈与財産 × 100】

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

A	B	C	D
贈与金額(A) (基礎控除前) 単位:万円	贈与税額 (B) 単位:万円	負担率 (B/A)	手取額 (A-B) 単位:万円
100	0.0	0.0%	100.0
110	0.0	0.0%	110.0
120	1.0	0.8%	119.0
140	3.0	2.1%	137.0
160	5.0	3.1%	155.0
180	7.0	3.9%	173.0
200	9.0	4.5%	191.0
300	19.0	6.3%	281.0
400	33.5	8.4%	366.5
600	68.0	11.3%	532.0
800	117.0	14.6%	683.0
1,000	177.0	17.7%	823.0

「負担率を比較する」とは?

- ①まず、上の「相続税の負担率」の表で「相続財産」と「配偶者の有無・子どもの人数」に応じた「相続税の負担率」を確認します。
- ②次に、下の「贈与税の負担率」の表で贈与金額に応じた「贈与税の負担率」を確認します。
- ③「相続税の負担率(相続財産に対する相続税の負担割合)」よりも低い「贈与税の負担率(贈与金額に対する贈与税の負担割合)」の贈与金額で贈与を行う場合は、贈与税の負担の方が低いことになります。

※贈与を重ねていくと、相続財産の価額が減少し、相続税の負担率が下がることになります。

*2 贈与税額を贈与財産(基礎控除前)で割った率(小数点第2位を四捨五入)。

当資料は2019年2月現在の税制・関係法令等にもとづき税務の取扱い等について記載しております。今後税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

円受取の目標額(円建目標生存給付金額)の設定可能範囲

以下の計算式で求められる金額の範囲で指定・変更いただけます。

円で入金した場合 $\frac{\text{円払込金額}}{\text{保険期間}} \times 20 \sim 130\%$ ※1万円単位

早見表：円で入金の場合

一時払 保険料	保険期間							
	10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	6万円	39万円	4万円	26万円	3万円	19万円	2万円	13万円
400万円	8万円	52万円	6万円	33万円	4万円	26万円	3万円	16万円
500万円	10万円	65万円	7万円	42万円	5万円	32万円	4万円	20万円
600万円	12万円	78万円	8万円	52万円	6万円	39万円	4万円	26万円
700万円	14万円	91万円	10万円	59万円	7万円	45万円	5万円	29万円
800万円	16万円	104万円	11万円	68万円	8万円	52万円	6万円	33万円
900万円	18万円	117万円	12万円	78万円	9万円	58万円	6万円	39万円
1,000万円	20万円	130万円	14万円	85万円	10万円	65万円	7万円	42万円
1,100万円	22万円	143万円	15万円	94万円	11万円	71万円	8万円	46万円
1,200万円	24万円	156万円	16万円	104万円	12万円	78万円	8万円	52万円
1,300万円	26万円	169万円	18万円	111万円	13万円	84万円	9万円	55万円
1,400万円	28万円	182万円	19万円	120万円	14万円	91万円	10万円	59万円
1,500万円	30万円	195万円	20万円	130万円	15万円	97万円	10万円	65万円
1,600万円	32万円	208万円	22万円	137万円	16万円	104万円	11万円	68万円
1,700万円	34万円	221万円	23万円	146万円	17万円	110万円	12万円	72万円
1,800万円	36万円	234万円	24万円	156万円	18万円	117万円	12万円	78万円
1,900万円	38万円	247万円	26万円	163万円	19万円	123万円	13万円	81万円
2,000万円	40万円	260万円	27万円	172万円	20万円	130万円	14万円	85万円
2,100万円	42万円	273万円	28万円	182万円	21万円	136万円	14万円	91万円
2,200万円	44万円	286万円	30万円	189万円	22万円	143万円	15万円	94万円
2,300万円	46万円	299万円	31万円	198万円	23万円	149万円	16万円	98万円
2,400万円	48万円	312万円	32万円	208万円	24万円	156万円	16万円	104万円
2,500万円	50万円	325万円	34万円	215万円	25万円	162万円	17万円	107万円
2,600万円	52万円	338万円	35万円	224万円	26万円	169万円	18万円	111万円
2,700万円	54万円	351万円	36万円	234万円	27万円	175万円	18万円	117万円
2,800万円	56万円	364万円	38万円	241万円	28万円	182万円	19万円	120万円
2,900万円	58万円	377万円	39万円	250万円	29万円	188万円	20万円	124万円
3,000万円	60万円	390万円	40万円	260万円	30万円	195万円	20万円	130万円

外貨で入金した場合 $\text{基本生存給付金額} \times \text{着金日} * 1 * 2 \text{の為替レート} \times 20 \sim 130\% * 3$

*1 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)となります。
 *2 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
 *3 お申込み時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

商品仕様 早見表

被保険者	契約者				
告知	なし				
払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)				
入金通貨	米ドル	3万米ドル～7億円相当額			
	豪ドル	3万豪ドル～7億円相当額			
	円	300万円～7億円相当額			
保険期間中の増額・減額	不可				
指定通貨	米ドル または 豪ドル				
生存給付金の受取通貨	円				
契約者(被保険者)の 年齢別、 設定可能な保険期間	満年齢 \ 保険期間	10年	15年	20年	30年(米ドルのみ)
	15～75歳	◎	◎	◎	◎
	76～80歳	◎	◎	◎	×
	81～85歳	◎	×	×	×
生存給付金の着金予定日	保険期間中は契約応当日の2営業日後、 保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金				
円受取の目標額の 設定可能範囲	左ページ参照				
保険期間中の 円受取の目標額の変更	可				
生存給付金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族から1人 ※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。				
保険期間中の 生存給付金受取人の変更	可				
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族				
保険期間中の 死亡保険金受取人の変更	可				
指定代理請求人	指定可 ※指定代理請求人の範囲等、詳細はP.22参照				
解約時の取扱い	解約払戻金が支払われます。 ※解約払戻金の詳細はP.19-20参照				
契約者(被保険者)死亡時の 取扱い	契約は消滅し、死亡保険金が支払われます。 ※死亡保険金の詳細はP.15参照				
付加できる特約 ※詳細はP.20-21参照	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、円建目標生存給付金額指定特約				
為替レートの適用日	P.21、P.32参照				
ご負担 いただく費用	契約時	なし			
	保険期間中	P.26-28参照			
税金の取扱い ※詳細は P.31-32参照	保険料	一般生命保険料控除の対象			
	生存給付金	贈与税 ※契約者=生存給付金受取人の場合は所得税(雑所得)+住民税			
	解約払戻金	所得税(一時所得)+住民税 ※5年以内に解約の場合は源泉分離課税(所得税+住民税)			
	死亡保険金	相続税			

※詳細は、[契約概要](#) [注意喚起情報](#) をご確認ください。